

小笠原村 一般廃棄物処理施設 維持管理情報 (令和8年度)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の3第6項の規定により、廃棄物処理施設の維持管理情報を下記のとおり公表します。

小笠原村 環境課

最終更新日：令和8年5月29日

情報の公表期間：令和11年5月29日まで

1-1. 焼却施設

施設名	父島クリーンセンター
施設住所	東京都小笠原村父島字洲崎

1-2. 焼却施設運転状況

項目	イ.焼却処理量	ロ.燃焼ガス温度等 (連続測定)				ハ.ばいじん除去日	ニ.ばい煙濃度 (ダイオキシン類は年1回以上、それ以外は6月に1回以上測定)						
	[種類] 焼却ごみ	温度		一酸化炭素		[除去箇所] 排ガス冷却室及び集塵機	測定日 /分析日	ダイオキシン類	硫黄酸化物	ばいじん	塩化水素	窒素酸化物	
測定場所		燃焼室出口	集塵機入口	煙突中段	測定日			煙突中段	煙突中段	煙突中段	煙突中段	煙突中段	
単位	ton	℃	℃	ppm	日	日	月/日	ng-TEQ/m ³	μN/h	g/m ³	mg/m ³	volppm	
維持管理基準		≥800	概ね ≤200	100				10	[測定毎 計算値]	0.25	700 (430ppm 相当)	250	
令和7年	4月	55.54	826~ 945	166~ 182	11.6~ 90.0	4/1	6,10,20,27	-	-	-	-	-	
	5月												
	6月												
	7月												
	8月												
	9月												
	10月												
	11月												
	12月												
	令和8年	1月											
		2月											
		3月											

注1) 排ガス中の一酸化炭素濃度及びばい煙の測定結果は、酸素濃度12%の換算値。

注2) 固形燃料(水分、温度、外観)と固形燃料保管設備内(温度、一酸化炭素濃度、清掃年月日)に係る記録は、該当しないため表記していません。

2-1. 最終処分場（管理型最終処分場）

施設名	父島埋立処分場
施設住所	東京都小笠原村父島字洲崎

採水場所： 地下水 上流側=No.1モニタリングピット
 地下水 下流側=No.2モニタリングピット
 放流水=放流水槽出口

2-2. 埋立状況、地下水等の状況

項目	埋立状況			地下水、放流水等の状況									
	埋め立てた一般廃棄物			採水 及び 分析日	地下水 上流側		地下水 下流側		放流水				
種類	焼却灰	飛灰	合計		電気 伝導率	塩化物 イオン	電気 伝導率	塩化物 イオン	水素 イオン	BOD	COD	SS	
単位	ton	ton	ton	月/日	μs/cm	mg/L	μs/cm	mg/L	-	mg/L	mg/L	mg/L	
維持管理基準	/	/	/	/	/	/	/	/	5.8~ 8.6	≤60	≤90	≤60	
令和7年	4月	11.71	1.41	13.12	4/3	1,070	210	1,800	380	8.1	-	6.0	1.0
	5月			0.00									
	6月			0.00									
	7月			0.00									
	8月			0.00									
	9月			0.00									
	10月			0.00									
	11月			0.00									
	12月			0.00									
	令和8年	1月			0.00								
		2月			0.00								
		3月			0.00								

※異常時に措置を講じた年月日及び内容等

注3) 地下水及び放流水は年1回の精密水質検査・ダイオキシン類測定を行い、結果は別紙にて公表します。

2-3. 埋立地、浸出液処理設備、その他施設の状況

点検箇所	点検日	擁壁等	遮水工	調整池 (調整槽)	浸出液 処理 設備	導水管 等防凍 措置	点検結果凡例	
							○：異常なし ×：異常あり -：亜熱帯気候のため防凍措置無し	
令和7年	4月	4/3	○	○	○	-	※異常時に措置を講じた年月日及び内容等	
	5月							
	6月							
	7月							
	8月							
	9月							
	10月							
	11月							
	12月							
	令和8年	1月						
		2月						
		3月						

2-4. 残余の埋立容量

計測日	令和8年3月31日
残余容量	9,071m ³

2-2. 埋立状況、地下水等の状況（別紙）

計量の対象	計量の結果			維持管理基準値(基準省令)	
	地下水・上流側	地下水・下流側	放流水槽	地下水等	放流水
現地調査項目	採水年月日			-	-
	外観			-	-
	臭気			-	-
	気温 ℃			-	-
	水温 ℃			-	-
	ダイオキシン類 pg-TEQ/L			1以下	10以下
地下水の水質汚濁に係る環境基準	アルキル水銀 mg/L			検出されないこと	検出されないこと
	総水銀 mg/L			0.0005以下	0.005以下
	カドミウム mg/L			0.003以下(水濁法)	0.03以下(水濁法)
	鉛 ¹⁾ mg/L			0.01以下	0.1以下
	六価クロム mg/L			0.05以下	0.5以下
	砒素 mg/L			0.01以下	0.1以下
	全シアン ²⁾ mg/L			検出されないこと	1以下
	ポリ塩化ビフェニル mg/L			検出されないこと	0.003以下
	トリクロロエチレン mg/L			0.03以下	0.3以下
	テトラクロロエチレン mg/L			0.01以下	0.1以下
	ジクロロメタン mg/L			0.02以下	0.2以下
	四塩化炭素 mg/L			0.002以下	0.02以下
	1,2-ジクロロエタン mg/L			0.004以下	0.04以下
	1,1-ジクロロエチレン mg/L			0.1以下	1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン mg/L			-	0.4以下
	1,2-ジクロロエチレン ³⁾ mg/L			0.04以下	-
	1,1,1-トリクロロエタン mg/L			1以下	3以下
	1,1,2-トリクロロエタン mg/L			0.006以下	0.06以下
	1,3-ジクロロプロペン mg/L			0.002以下	0.02以下
	チウラム mg/L			0.006以下	0.06以下
	シマジン mg/L			0.003以下	0.03以下
	チオベンカルブ mg/L			0.02以下	0.2以下
	ベンゼン mg/L			0.01以下	0.1以下
	セレン mg/L			0.01以下	0.1以下
	1,4-ジオキサン mg/L			0.05以下	0.5以下
	クロロエチレン mg/L			0.002以下	-
ホウ素 mg/L			1以下[水濁法]	50以下	
フッ素 mg/L			0.8以下[水濁法]	15以下	
硝酸性窒素 mg/L			10以下(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素として)[水濁法]	-	
亜硝酸性窒素 mg/L				-	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 mg/L			-	200以下 ⁴⁾	
電気伝導率 mS/m			-	-	
塩化物イオン濃度 mg/L			-	-	
過マンガン酸カリウム消費量 mg/L			-	-	
放流水追加項目	水素イオン濃度(pH) pH			-	5.8以上8.6以下
	有機燐化合物 mg/L			-	1以下
	生物化学的酸素要求量(BOD) mg/L			-	60以下
	化学的酸素要求量(COD) mg/L			-	90以下
	浮遊物質(SS) mg/L			-	60以下
	n-ヘキサン抽出物質(鉱油類) mg/L			-	5以下
	n-ヘキサン抽出物質(動植物油脂類) mg/L			-	30以下
	フェノール類 mg/L			-	5以下
	銅 mg/L			-	3以下
	亜鉛 mg/L			-	2以下
	溶解性鉄 mg/L			-	10以下
	溶解性マンガン mg/L			-	10以下
	クロム mg/L			-	2以下
	大腸菌数 CFU/mL			-	800以下
窒素 mg/L			-	120(日間平均60)	
リン mg/L			-	16(日間平均8)	

- 備考 1) 地下水の鉛に係る着工前の環境影響評価時(H8.2/21)の測定値は 0.091mg/L。
 2) 全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 3) シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量。
 4) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。